様式 43 の 4

経口摂取回復促進加算 1 胃瘻造設術 胃瘻造設時嚥下機能評価加算

の施設基準に係る届出書添付書類

※該当する届出事項を〇で囲むこと。

1	届出種別								
	• 新規届出	(実績期間	年	月~	年	月)			
	・再度の届出	(実績期間	年	月~	年	月)			
2	常勤の言語聴	覚士の人数		専	従	名	非専従	名	
	専従の非常勤	言語聴覚士の常	常勤換算	算 (名)			
3	胃瘻造設術の	年間症例数						例	
4	経口摂取回復	率							
1	紹介された患	者で、鼻腔栄養	を実施	してい	る又は]瘻を造設し	保険医療機関等から している者であって、 転院又は退院した患	人	
2							該保険医療機関で新 した患者を含む)	人	
							A=1)+2	人	
3	鼻腔栄養を 患者(栄養方						1年以内に死亡した	人	
4	鼻腔栄養を 法が経口摂取	= '				ら起算して	1か月以内に栄養方	人	
⑤	当該保険医						た日又は胃瘻を造設	人	
6	消化器疾患	等の患者であっ	って、沪	咸圧ドレ	ナージ	目的で胃瘻	造設を行う患者	人	
7	炎症性腸疾	患の患者であっ	って、原		剤の経	路として胃	瘻造設が必要な患者	人	
8	食道、胃噴 が必要な患者	門部の狭窄、1	食道穿孔	孔等の食	道や胃	噴門部の疾	患によって胃瘻造設	人	
	B=3+4+5+6+7+8							人	
9							1年以内に栄養方法 までに該当する患者	人	
	9 /	(A — B)	=		割		分		
5	5 自院で胃瘻を造設する場合、全例※に事前に嚥下造影又は内視鏡下嚥下機能検査を行っている								
(該当する ・ 該当しない)								ない)	
※ 4の⑥~⑧、意識障害等があり実施が危険な患者、顔面外傷により嚥下が困難な患者及び筋萎縮性側索硬化症等により明らかに嚥下が困難と判断される患者を除く。									
意識障害等があり実施が危険な患者									
顔面外傷により嚥下が困難な患者								人	

6 胃瘻造設術を行う場合、全例に多職種による術前カンファレンスを行っている

(該当する ・ 該当しない)

7 胃瘻造設術を行う場合、全例に計画書を作成し、本人又はその家族等に十分に説明を行った上で胃瘻造設術を実施している (該当する ・ 該当しない)

[記載上の注意]

- 1 「1」は特掲診療料施設基準通知第2の4の(11)に定めるところによるものであること。
- 2 「2」については、専従の非常勤言語聴覚士のうち、週3日以上常態として勤務しており、かつ、所定労働時間が週24時間以上の勤務を行っている非常勤従事者を組み合わせて配置している場合には、当該非常勤言語聴覚士を常勤換算した人数(小数点以下第2位四捨五入)についても記入すること。
- 3 経口摂取回復促進加算1に係る届出を行う場合は、「2」を記載するとともに、当該リハビリテーションに従事する言語聴覚士の氏名及び勤務の態様等について、別添2の様式44の2を添付すること。また、「2」は、胃瘻造設術及び胃瘻造設時嚥下機能評価加算の届出の際は、記載する必要はないこと。
- 4 「4」、「5」、「6」及び「7」は「3」の胃瘻造設術及び胃瘻造設時嚥下機能評価加算 の届出の際は、年間症例数が50例以上の場合に記載すること。
- 5 「4」の③から⑧までについては、①又は②に該当する患者であること。
- 6 「4」の⑨については、①又は②に該当する患者であって、③から⑧までのいずれにも 該当しない患者であること。
- 7 「4」の⑨の「栄養方法が経口摂取のみである状態」とは以下の状態をいう。
 - ア 鼻腔栄養の患者にあっては、経鼻経管を抜去した上で、1か月以上にわたって栄養方 法が経口摂取のみであるもの。
 - イ 胃瘻を造設している患者にあっては、胃瘻抜去術又は胃瘻閉鎖術を実施した上で、1 か月以上にわたって栄養方法が経口摂取のみであるもの。
- 8 「4」の①及び②に該当する患者の一覧を様式43の5により提出すること。
- 9 「5」、「6」及び「7」は、経口摂取回復促進加算1の届出の際は記載する必要はない こと。